

○山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年3月22日山形県条例第11号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者(以下「知事等」という。)の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書(以下単に「事業計画書」という。)

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の公示)

第4条 知事等は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は同条第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

(原状回復義務)

第5条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年 3月22日山形県規則第8号

改正

平成20年 2月29日規則第12号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第2条に規定する申請書は、指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人又は団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録）
- (3) 法人等の役員の名簿及び履歴書
- (4) 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を変更届出書（別記様式第2号）により知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

2 知事等は、前項の規定による届出（同項第1号に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後30日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第12号）

1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

指定管理者の指定申請書

年 月 日

殿

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

(記名押印又は署名)

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称

変 更 届 出 書

年 月 日

殿

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

下記のとおり変更したので、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第3条の規定により、届け出ます。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後

○山形県身体障がい者保養所条例

昭和52年12月22日山形県条例第43号

改正

昭和53年3月24日条例第7号
昭和53年10月13日条例第33号
昭和58年3月14日条例第9号
昭和62年3月17日条例第4号
平成元年3月22日条例第16号
平成3年3月19日条例第7号
平成6年3月25日条例第13号
平成9年3月21日条例第15号
平成17年3月22日条例第31号
平成19年3月16日条例第28号
平成26年3月25日条例第30号
平成31年3月15日条例第26号

山形県身体障害者保養所条例をここに公布する。

山形県身体障がい者保養所条例

(設置)

第1条 身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害がある者をいう。以下同じ。）の福祉の向上と健康の増進に寄与するため、山形県身体障がい者保養所東紅苑（以下「保養所」という。）を東根市に置く。

(使用料)

第2条 県は、次条の規定により保養所の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合を除き、保養所を利用した者（以下「利用者」という。）から、別表に掲げる使用料を徴収する。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者)

第3条 保養所の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、保養所の管理を行うものとする。

(1) 利用時間は、宿泊、休憩及び会議のそれぞれの利用区分ごとに定めること。

(2) 保養所の管理上やむを得ない場合を除き、休館しないこと。

(3) その他知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて保養所の利用時間を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用時間を公示するものとする。

4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時に保養所を休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 保養所の施設等の維持管理に関する業務

(2) 保養所の運営に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、保養所の管理に関し知事が必要と認める業務

(利用料金)

第6条 第3条の規定により保養所の管理を指定管理者が行う場合にあつては、利用者は、保養所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、第2条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和53年1月6日から施行する。

附 則 (昭和53年3月24日条例第7号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年10月13日条例第33号)

この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月14日条例第9号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月17日条例第4号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月22日条例第16号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月19日条例第7号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日条例第13号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月21日条例第15号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日条例第31号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県身体障害者保養所東紅苑の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成19年3月16日条例第28号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第30号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日条例第26号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表

保養所使用料

利用区分	使用料の額			
	身体障がい者	社会福祉関係者	身体障がい者の介添者	
			大人	小学生及び中学生
宿泊 (素泊り1人1泊)	2,930円	3,720円	3,720円	3,030円
休憩 (1人)	910円	1,040円	1,040円	640円
会議	30畳以上の室 4,840円 30畳未満の室 3,210円			

備考 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害のある者の介添者 (1人に限る。)に係る使用料の額は「身体障がい者」の欄に掲げる額とする。